

多量排出事業者の 処理計画書・処理計画実施状況報告書 記入要領

次のいずれかに該当する事業者が多量排出事業者です。

1. 前年度に産業廃棄物が1,000トン以上発生した事業場を設置している事業者
2. 前年度に特別管理産業廃棄物が50トン以上発生した事業場を設置している事業者

神戸市 環境局 事業系廃棄物対策課
(民間施設担当)

1 処理計画書、処理計画実施状況報告書について

産業廃棄物多量排出事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物の処理計画書及び処理計画実施状況報告書を提出する必要があります。（法 12 条第 9 項、第 10 項）

（１）多量排出事業者とは

産業廃棄物多量排出事業者とは、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上（特別管理産業廃棄物は 50 トン以上）である事業場を設置している事業者です。

発生量は、事業活動に伴って発生するもので、事業場内で自ら直接再生利用あるいは自ら中間処理している場合、再生利用あるいは中間処理する前の量を指します。

（２）提出書類

前年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の発生量が 1,000 トン（50 トン）以上であった事業場を設置している事業者は、当該年度の「処理計画書」を提出してください。前年度に処理計画書を提出した事業者は、計画年度の「処理計画実施状況報告書」を提出してください。

		前年度の処理計画書提出状況	
		前年度処理計画書を提出した	前年度処理計画書を提出していない
前年度の発生量	多量排出事業者である 1000 t（50 t）以上	今年度 ・当該年度の 処理計画書 ・前年度の 実施状況報告書 を提出	今年度 ・当該年度の 処理計画書 を提出 <small>（実施状況報告書は義務はありませんが、できるだけ作成して提出してください。※）</small>
	多量排出事業者ではない 1000 t（50 t）未満	今年度 ・前年度の 実施状況報告書 を提出	要提出書類 なし

※ 前年度に廃棄物の発生量が多く、今年度より処理計画書を提出する事業者は、実施状況報告書（前年度の発生や処理の実績）を作成する義務はありませんが、できるだけ任意で作成し、提出してください。その場合は、表紙に任意提出と記載してください。（インターネットでの公表はしません。）

- ・ 処理計画書及び処理計画実施状況報告書は、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物を区別し、各々に書類を作成し、提出してください。

(3) 提出期限

毎年6月末まで

(4) 提出方法

- ・法に基づいて提出された処理計画書及び実施状況報告書は、インターネットで公表するため、個人情報等の記載にはご注意ください。社印・代表者印・担当者印等の押印は必要ありません。
- ・処理計画書及び実施状況報告書について、それぞれ下記のとおりファイル形式でe-KOBEより提出して下さい。
 - ・処理計画書：様式、別添及び添付資料含めてPDFファイル
 - ・実施状況報告書：所定の様式はExcelファイル、別添や添付資料はPDFファイル

(5) 提出先

- ・e-KOBE（神戸市スマート申請システム）
<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>
- ・神戸市以外の事業場の場合は、各市又は兵庫県にお問合せください。
 - 姫路市、尼崎市、西宮市、明石市の事業場
⇒ 各市の産業廃棄物担当にご提出ください。
 - それ以外の地域の事業場 ⇒ 下記にお問合せください。
兵庫県 環境整備課 循環型社会推進班
078-341-7711（内線 3350）kankyouseibika@pref.hyogo.lg.jp

2 作成方法

(1) 処理計画書への記載事項

ア. 記載の内容

神戸市HPから様式をダウンロードして使用してください。

a. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
社印・代表者印・担当者印等の押印は、必要ありません。

b. 事業場の名称、所在地

ここでいう事業場とは、「産業廃棄物が発生した場所」を意味します。そのため、建設業の工事現場から産業廃棄物が発生した場合は、事業場の名称に「神戸市内の工事現場」等と記載し、所在地は「神戸市内」（特定の区のみの場合は、区名まで）と記入してください。

c. 計画期間

計画期間については、法に定めはありません。

4月から翌3月までの単年度を計画期間としてもよいですし、中長期的な視野で処理計画を策定し、複数年度を期間としてもよいです。

d. 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

事業の種類、事業の規模、従業員数、産業廃棄物の一連の処理の工程について記入してください。

事業の種類は、総務省の日本標準産業分類（小分類）から、該当する業種名と分類コードを記入してください。（複数に該当する場合は、主なもの）

e. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図や、その他管理体制の全容が分かるものを記入してください。

特別管理産業廃棄物の場合は、できるだけ詳細に記入してください。

f. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

次の項目について記入してください。

- ・現状（前年度の産業廃棄物の種類毎の排出量）
- ・これまでに排出抑制のために実施した取組み
- ・計画（当該年度の産業廃棄物の種類毎の排出量）
- ・今後実施予定の排出抑制のための取組み

g. 産業廃棄物の分別に関する事項

以下の事項を記入してください。

- ・現状（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
- ・計画（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

h. 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

以下の事項を記入してください。

- ・現状（前年度の産業廃棄物の種類毎の自ら再生利用を行った産業廃棄物の量）
- ・これまでに再生利用量を増加するために実施した取組み
- ・計画（当該年度の産業廃棄物の種類毎の自ら再生利用を行う産業廃棄物の量）
- ・今後実施予定の再生利用量を増加するための取組み

i. 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

以下の事項を記入してください。

- ・現状（前年度の産業廃棄物の種類毎の自ら熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理し減量した産業廃棄物の量）
- ・これまでに自ら中間処理に関して実施した取組み
- ・計画（当該年度の産業廃棄物の種類毎の自ら熱回収を行う産業廃棄物の量及び自ら中間処理し減量する産業廃棄物の量）
- ・今後実施予定の自ら中間処理に関する取組み

j. 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

以下の事項を記入してください。

- ・現状（前年度の産業廃棄物の種類毎の自ら埋立処分を行った産業廃棄物の量）
- ・これまでに自ら埋立処分に関して実施した取組み
- ・計画（当該年度の産業廃棄物の種類毎の自ら埋立処分を行う産業廃棄物の量）
- ・今後実施予定の自ら埋立処分に関する取組み

k. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

以下の事項を記入してください。

- ・現状（前年度の産業廃棄物の種類毎の処理委託を行った産業廃棄物の量）
- ・これまでに処理委託に関して実施した取組み
- ・計画（当該年度の産業廃棄物の種類毎の処理委託を行う産業廃棄物の量）
- ・今後実施予定の処理委託に関する取組み

イ. 記載にあたっての注意事項

インターネットで公開するため、個人情報等の取扱いにはご注意ください。

(2) 処理計画実施状況報告書への記載事項

ア. 記載の内容

神戸市HPから様式をダウンロードして使用してください。

(ア) 第1面

a. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
社印・代表者印・担当者印等の押印は、必要ありません。

b. 事業場の名称、所在地、事業の種類

ここでいう事業場とは、「産業廃棄物が発生した場所」を意味します。そのため、建設業の工事現場から産業廃棄物が発生した場合は、事業場の名称に「神戸市内の工事現場」等と記載し、所在地は「神戸市内」（特定の区のみの場合は、区名まで）と記入してください。

事業の種類は、総務省の日本標準産業分類（小分類）から、該当する業種名と分類コードを記入してください。（複数に該当する場合は、主なもの）

c. 計画期間

前年度に作成した処理計画の計画期間を記入してください。

d. 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

e. 産業廃棄物処理計画における目標値

次の事項について前年に作成した目標の値を記入して下さい。

- ・ 排出量
- ・ 自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
- ・ 自ら熱回収を行う産業廃棄物の量
- ・ 自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
- ・ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
- ・ 全処理委託量
- ・ 優良認定処理業者への処理委託量
- ・ 再生利用業者への処理委託量
- ・ 認定熱回収業者への処理委託量
- ・ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

(イ) 第2面

a. 計画の実施状況

産業廃棄物の種類ごとに、「第2面」のフロー図に数値を記入してください。

（例；品目が3つある場合は、第2面は、計3枚になります。）

- b. 事業者コード；各事業場に固有のコード番号を記入してください。不明の場合は、HPを確認するか、空欄のまま提出してください。
- c. 地域コードは、神戸市の場合は「11（神戸）」と記入してください。

イ. 記載にあたっての注意事項

- a. 兵庫県下の事業場は、兵庫県の統一様式を使用してください。
(神戸市 HP からダウンロードできるのは、兵庫県の統一様式です。
法で定められた様式から若干の追加事項があります。)
- b. インターネットで公開するため、個人情報等の取扱いにはご注意ください。
- c. 第2面のフロー図は、産業廃棄物の種類ごとに作成してください。混合廃棄物の場合も、その混合割合から種類ごとに量を按分して報告してください。産業廃棄物の種類については、8～9ページの「表1」を参照してください。
(例えば、感染性廃棄物として3 t 排出しているものが、廃プラスチックと金属くずとガラスくずの同割合であれば、廃プラスチック、金属くず、ガラスくずの排出量が各々1 t となります。)
- d. 混合廃棄物としてマニフェストを交付しており、混合割合が分からない場合は、次のとおりとしてください。
 - ・感染性廃棄物の場合
産業廃棄物の種類は、7300 感染性廃棄物（混合）としてください。
余白に、混合している廃棄物の種類を主なものから順に併記してください。
(例) 7300 感染性廃棄物（混合）（廃プラスチック、金属くず、ガラスくず）
 - ・建設系混合廃棄物の場合
混合廃棄物の種類別割合の推計できないか、確認してください。どうしてもできない場合は、安定型廃棄物のみの場合は2010 建設系混合廃棄物（安定型のみ）、管理型廃棄物を含む場合は2020 建設系混合廃棄物（管理型含む）としてください。
余白に、混合している廃棄物の種類を主なものから順に併記してください。
(例) 2020 建設系混合廃棄物（管理型含む）（がれき類、木くず、紙くず）
 - ・上記以外の混合廃棄物の場合
混合廃棄物の種類別割合の推計できないか、確認してください。どうしてもできない場合や、分別不可能な一体のものの場合は、2100 安定型混合廃棄物、2200 管理型混合廃棄物のいずれかとし、余白に混合している廃棄物の種類を主

なものから順に併記してください。

(例) 2100 安定型混合廃棄物 (がれき類、金属くず)

e. 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、家畜ふん尿、家畜の死体、動物系固形不要物は特定の業種等に伴うものだけが産業廃棄物となります。特定業種等以外の事業場から排出されるこれらのものは、事業系一般廃棄物となり、産業廃棄物としての集計や本報告の対象となりません。産業廃棄物排出量の把握にあたりご注意ください。

f. 記載する量は、重量 (t (トン)) で記入してください。体積 (リットルや m^3 (立方メートル)) しか分からない場合は、排出廃棄物の比重を調べて換算してください。万が一、比重が分からない場合は、10 ページ表 2 の換算表を使用して重量を記入してください。

g. 排水処理施設の汚泥発生量については、原則的に汚泥発生時の量（脱水する前の量）を記入してください。汚泥の発生量の考え方については、環境省の策定した「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第3版）」に解説されていますので、ご参照ください。

マニュアル掲載ホームページ；http://www.env.go.jp/recycle/taryou_manyuaru.pdf

h. 中間処理後の残さ量（⑥, ⑱）については、次の点にご注意ください。

- ・ 焼却処分を行った場合、処理後の残さ量は焼却灰の量です。個別の把握は難しいので、処理先での平均の焼却残さ率を確認し、中間処理量に掛け合わせることで算出してください。
- ・ 中和処理を行った場合、中和後に下水道や公共用水域へ放流している場合は沈殿残さ量を、中和後に中和液を再利用している場合は中間処理量と同量を、中和後に中和液を焼却している場合は焼却残さ量を中間処理後の残さ量としてください。
- ・ 脱水処理を行った場合、脱水後の重量を中間処理後の残さ量としてください。
- ・ 破砕処理を行った場合、破砕後の重量は通常は処理前とほぼ変わらないことが多いので、個別に把握できなければ、中間処理量と同量を中間処理後残さ量としてください。

i. 水銀使用製品産業廃棄物については、一般的に複数の種類の廃棄物が不可分一体となっていることから、次のとおりとしてください。

- ・ 産業廃棄物の種類は、2500 水銀使用製品産業廃棄物としてください。
- ・ 余白に、混合している廃棄物の種類を主なものから順に併記してください。
(例) 2500 水銀使用製品産業廃棄物 (廃プラスチック、金属くず、ガラスくず)

j. 水銀含有ばいじん等については、次のとおりとしてください。

- ・ 産業廃棄物の種類は、2600 水銀含有ばいじん等としてください。
- ・ 余白に、廃棄物の種類を併記してください。
(例) 2600 水銀含有ばいじん等 (汚泥)

表 1-1 産業廃棄物の種類

区分	コード及び種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	0100 燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす
	0200 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	0300 廃油	グリス(潤滑油)など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	0400 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	0500 廃アルカリ	廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	0600 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形液状を問わず、すべての合成高分子系化合物(合成ゴムを含む)
	1100 ゴムくず	天然ゴムくず
	1200 金属くず	鉄くず、アルミくず、金属の研磨切削くずなど、不要となった金属
	1300 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなどコンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
	1400 鉱さい	鑄物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	1500 がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリート、レンガの破片など
1800 ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん	
特定の業種に伴うもの	0700 紙くず	以下の業種からの紙くずに限る →建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
	0800 木くず	①下の業種からの木くず、おがくず、パーク類などに限る →建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材または木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 ②貨物の流通のために使用したパレット
	0900 繊維くず	以下の業種からの天然繊維くずに限る →建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業
	1000 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る不要物<魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど>
	1600 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	1700 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体、特定の業種に伴うもの
	4000 動物系固形不要物	と畜場で解体等をした獣畜や食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
1900 汚泥のコンクリート固化物など、上の産業廃棄物を処理した物で、上記 19 種に分類されない物		

※建設系混合廃棄物等で、上記による区分が困難な場合は 6, 7 ページをご参照ください。

※水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等については、この要領の 8 ページのとおり。

表 1-2 特別管理産業廃棄物の種類

コード及び種類	具体例
7000 引火性廃油	揮発油類（ガソリン、ベンゼン等）、灯油類、軽油類、石油系溶剤
7010 引火性廃油（有害）	水銀等の有害物質を含む引火性廃油
7100 強酸	pH2.0 以下の酸
7110 強酸（有害）	水銀等の有害物質を含む強酸
7200 強アルカリ	pH12.5 以上のアルカリ
7210 強アルカリ（有害）	水銀等の有害物質を含む強アルカリ
7300 感染性廃棄物	下記 7310～7340 に分類できない感染性廃棄物
7310 廃プラスチック類（感染性）	病院等から排出された感染性廃棄物のうち廃プラスチック類
7320 ゴムくず（感染性）	病院等から排出された感染性廃棄物のうち天然ゴムくず等
7330 金属くず（感染性）	病院等から排出された感染性廃棄物のうち針等の金属くず
7340 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（感染性）	病院等から排出された感染性廃棄物のうちガラスくず等
7411 廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
7412 PCB 汚染物	PCB が塗布されたりしみこんだ紙くず、木くず、繊維くず、PCB が付着もしくは封入された廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類等
7413 PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの
7421 廃石綿等	石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設で発生するもの
7422 指定下水汚泥	指定下水汚泥
7423 鉍さい（有害）	鉍さい（基準値を超える有害物質を含むもの）
7424 燃えがら（有害）	燃えがら（基準値を超える有害物質を含むもの）
7425 廃油（有害）	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの） 塩素系廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等）
7426 汚泥（有害）	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの） 塩素系スラッジ等（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等）
7427 廃酸（有害）	廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）
7428 廃アルカリ（有害）	廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）
7429 ばいじん（有害）	ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）
7430 13 号廃棄物（有害）	汚泥のコンクリート固化物など、上記に分類されない 13 号廃棄物（基準値を超える有害物質を含むもの）
7900 その他の特別管理産業廃棄物	上記で分類できない特別管理産業廃棄物 「その他（[廃棄物の名称]）」と記載してください。

産業廃棄物の重量への換算について

表 2

排出量について、m³ やリットル といった体積量しか分からない場合、処分業者での計量結果を聞き取るなど、排出廃棄物の重量を把握し、換算のための比重を把握して、重量に換算してください。

もし、換算のための比重が分からない場合は、下の表の換算係数を使用してください。

表の係数が2種類あるものについては、排出廃棄物の性状にあった係数を選択して使用してください。判断が付かない場合は兵庫県の数値を用いてください。

表 2 産業廃棄物の種類ごとの換算係数

産業廃棄物の種類		換算係数 (t / m ³)	
		兵庫県 ※1	環境省 ※2
1	燃え殻	1.14	
2	汚泥	1.10	
3	廃油	0.90	
4	廃酸	1.25	
5	廃アルカリ	1.13	
6	廃プラスチック類	0.35	
7	紙くず	0.17	0.30
8	木くず	0.55	
9	繊維くず	0.12	
10	動植物性残さ	1.00	
11	動物系固形不要物	1.00	
12	ゴムくず	0.52	
13	金属くず	1.13	
14	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1.20	1.00
15	鋳さい	1.60	1.93
16	がれき類	1.48	
17	動物のふん尿	1.00	
18	動物の死体	1.00	
19	ばいじん	1.26	
20	13号廃棄物	1.48	1.00
21	建設系混合廃棄物	0.26	
22	廃電気機械器具	1.00	
23	感染性廃棄物	0.30	
24	廃石綿等（飛散性）	0.30	
25	廃水銀等	13.57	

※1 換算係数（兵庫県）；兵庫県多量排出事業者報告に記載された従来値

※2 換算係数（環境省）；環境省通知（平成18年12月27日付環廃産発第061227006号）記載値

容積から重量への換算； 容積（m³） × 換算係数 = 重量（t）

容積（リットル） × 換算係数 = 重量（kg）